

ミラまちこども館管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ミラまちこども館（以下「こども館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(使用)

第2条 こども館は、子育て支援事業（放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援センター事業をいう。）又は豊橋市が主催する事業（以下「市主催事業」という。）に使用するものとする。

2 前項に定めるもののほか、こども館の周辺地域の集会所としてこども館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けて、こども館（原則として部屋（児童クラブ用）に限る。）を使用することができる。

3 前項の規定により使用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 前条第2項の規定により、こども館の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前3月から使用日の3開館日（こども未来館の開館日をいう。）前までに、使用許可申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、使用許可書（様式第2）を申請者に交付する。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可の取消しを受けようとするときは、使用許可取消願（様式第3）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(行為の禁止等)

第4条 使用者は、こども館において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。

(2) 建物又は敷地内において、喫煙すること。

(3) 営利目的での物品販売、興行等を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公益上又は管理上支障があると認める行為を行うこと。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、こども館の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者がこの要綱及び許可の条件に違反したとき。

(2) 公益上又は管理上特に必要があると認められたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第7条 使用者は、市長が定める日までに、豊橋市行政財産使用料条例(昭和39年豊橋市条例第21号)第3条に基づき別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、市主催事業で使用する場合は、この限りでない。

2 市長は、特別な事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。この場合において、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公益上又は管理上特に必要があるため、使用者が使用の許可を取り消され、又は使用の中止を命じられたとき。

(2) 使用者の責に帰すことができない事由により使用できなくなったとき。

(3) 使用者が使用日前5日までに使用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認められたとき。

(原状回復)

第8条 使用者は、こども館の使用が終わったとき、又は第4条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、こども館の施設、設備等を損傷し、又は汚損したときは、市長の指示に従い、損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

時間 区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から 正午まで	午後 0 時半か ら午後 6 時半 まで	午後 7 時から 午後 1 0 時ま で	午前 9 時から 午後 1 0 時ま で
部屋	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

備考 この表の時間外において使用するときの使用料は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、340円とする。

なお、午後の時間帯については、子育て支援事業又は市主催事業に支障がない範囲内で、3時間（1,000円）単位での使用ができるものとする。

様式第 1

<p>ミラまちこども館使用許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p>住所 申請者 氏名 電話</p> <p>次のとおり、ミラまちこども館を使用したいので申請します。</p> <p>記</p>	
使用目的	
使用室名	
使用日時	
利用人数	
利用責任者	
備 考	

様式第2

豊橋市指令豊こ第 号

(申請者住所)

(申請者氏名 様)

年 月 日付けで申請のあった市有財産使用については、豊橋市財産管理規則(昭和39年4月1日規則第10号)第11条第1項第7号の規定により、別紙条件を付けて許可します。

この処分について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として(訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。)、提起することができます。ただし、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

年 月 日

豊橋市長 浅井由崇

様式第 3

<p>ミラまちこども館使用許可取消願</p> <p>年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 電話</p> <p>次の事由のため使用許可を取り消してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
取消しを受けようとする事由	
使用日時	
使用室名	
使用許可 年月日	
許可番号	
備 考	

様式第4

ミラまちこども館使用料減免申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所
申請者 氏名
電話

次のとおり、ミラまちこども館使用料を減免してください。

記

減免を受けようとする事由及びその金額	
使用日時	
使用室名	
利用人数	
利用責任者	
備考	